

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成25年5月7日（火）午後2時30分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 奥山委員 間野委員 坂本委員 西川委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 25 年 5 月 7 日（火）午後 2 時 30 分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

3 審議案件

教委第 6 号議案 平成 25 年度教育委員会運営方針について

教委第 7 号議案 平成 25 年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第 8 号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第 9 号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

4 その他

[開会時刻：午後 2 時30分]

～傍聴人入室～

今田委員長

それでは、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。
初めに、会議録の承認ですが、前回 4 月 26 日臨時会の会議録は、本日の会議録とあわせて次回以降に承認することといたします。
次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

- 4 / 30 こども青少年・教育委員会
- 5 / 7 こども青少年・教育委員会（最終）

それでは、報告させていただきます。

まず、市会の関係ですけれども、4 月 30 日、こども青少年・教育委員会が開催されました。検討事項として、読書活動の推進について、子供のいじめ防止対策についての 2 点ございました。

報告事項は、事務局から 1 点ございました。平成 24 年度末の通知表の誤記載について報告をさせていただきました。

そして、5 月 7 日、本日午前中ですけれども、こども青少年・教育委員会の現メンバーによります最終の委員会が開催されました。最終委員会でしたので、委員長にもご出席いただいて委員会を終えました。この中では事務局から、3 点の報告をさせていただきました。

1 点は、1 年間の附属機関等の開催状況につきまして、14 件の附属機関の開催状況、その中の 9 件は、指定管理者の評価委員会について報告をさせていただきました。

2 点目は、日吉台地下壕に関する対応ということで、日吉台にあります地下壕の保存、記録保全につきましてのご報告をさせていただきます。これから埋蔵文化財の包蔵地台帳への登録についてご報告をさせていただきます。

3 点目ですけれども、「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録に係るイコモス勧告の結果につきましてご報告をさせていただきました。既に、マスコミで報道されていますように残念な結果になりました。イコモスの勧告の結果は、不記載となりまして、これからの対応について現在、国、神奈川県、関係市と協議をしているところです。そのご報告をさせていただきました。

このほか、読書活動の推進につきまして、議会から議員提案ということで条例化の案が示されて、委員会でその条例案が全党合意で賛成を得て、本会議に提案されることになりました。

以上です。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、ご質問がなければ、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開についてお諮りします。

教育委員会第 9 号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」は、人

事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、第9号議案は非公開といたします。
審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項ございますか。

伊東総務課長

受理番号26の要望書、それから27の請願書につきましては、それぞれ教育長専決にて、5月1日に回答いたしましたことをご報告いたします。

次回の教育委員会臨時会は、5月24日、金曜日の午前10時から開催する予定ですので、よろしく願いいたします。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、次回の教育委員会臨時会は、5月24日、金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

それでは、審議に入ります。教委第6号議案「平成25年度教育委員会運営方針について」、所管課から説明をお願いします。

高倉教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進等担当部長の高倉と申します。よろしく願いいたします。

それでは、平成25年度の教育委員会の運営方針につきましてご説明させていただきます。

運営方針につきましては、1年間の組織の基本目標あるいは組織運営の方向性について、職員が共有して組織一丸となって取り組むことを目的といたしまして、毎年度全区局で策定をしているものでございます。

この度、平成25年度の教育委員会の運営方針の案を取りまとめさせていただきましたので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

上田教育政策
推進課長

教育政策推進課長の上田と申します。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料の3ページをご覧くださいと思います。

平成25年度教育委員会の運営方針（案）ということで、学校、そして図書館を含む事務局職員のための運営方針の案を作成させていただきました。

まず、(Ⅰ)の基本目標、「「横浜教育ビジョン」の実現を目指します ～ベクトルを合わせてチーム力で実行します～」でございます。これにつきましては、昨年度の運営方針と同様の目標となっております。

また、(Ⅱ)、目標達成に向けた施策ということで、ご覧のように「横浜市教育振興基本計画」の柱である5つの目標、14の重点施策について書かせていただいております。これらを推進して、確かな学力の向上、そしていじめ・不登校等への対策強化、安全・安心な教育環境の整備、こういったものに取り組んでいきたいということで記載をしております。

次に、(Ⅲ)の目標達成に向けた組織運営でございます。学校、事務局について、円滑・効果的に組織マネジメントをする上での方針ということで、従来の内容を大幅に見直しをさせていただきました。

まず、1つ目の大きな項目「チーム力をさらに高めます」ですが、学校と事務局の役割を明確にし、校長のより一層主体的な学校運営を尊重、としております。これは学校と事務局の役割が必ずしも明確ではなかったことを反省しまして、このような形で設けさせていただきました。

次に、2つ目の丸ですが、「校長のリーダーシップのもと、教職員が目標と情

報を共有し、組織的に学校を運営」ということで、校長のリーダーシップのもとに学校運営を行うことを明確に書かせていただきました。

3つ目の丸ですけれども、「教育の使命を深く自覚し、責任を持って行動ができる人材を育む組織風土を醸成」ということで、人材育成の必要性について挙げさせていただきました。

4つ目の丸ですけれども、「学校、学校教育事務所、図書館、各課（室）がコミュニケーションを密にし、十分に実態を把握して施策を企画・実施」ということで、この中では学校と最も密接な部署である学校教育事務所、そして図書館の職員にも自分のものとして考えてもらいたいということで、図書館ということをあえて入れさせていただきました。組織間の連携を密接に行うということで、このような項目を挙げさせていただきました。

次に、「仕事のやり方を見直します」ということで、1つ目の丸「時間の使い方や仕事の進め方を振り返り、自らの意識を変革して、働きやすい職場づくりを推進」ということです。これはワークライフバランスのことですけれども、このワークライフバランスという言葉がなかなか学校には浸透していないということで、このような言葉に変えさせていただきました。職員個々の意識変革ということも挙げさせていただいております。

そして2つ目の丸ですが、「より効率的、効果的な仕事ができるよう、仕事の内容やプロセスを見直し・改善」ということで、具体的にワークライフバランスに向けた作業について書かせていただきました。

最後に、「地域とともに子どもを育みます」ということで、1つ目の丸、「地域の教育力や様々な資源を活かし、地域との絆を大切にした学校運営を実践」としております。これは今までも実践してきたことですが、今後もこれを実践していくということで挙げさせていただきました。

2つ目の丸、最後になりますけれども、「区役所をはじめとする関係機関と連携し、地域とともに子どもを育む仕組みを構築」ということで、区役所をはじめとするさまざまな関係機関と連携することによって、子どもを育む仕組みづくりを、とりわけ事務局は考えていくということも挙げさせていただきました。

実効性を担保するためにも、より具体的な内容にする必要があると考えましたが、今回は学校と事務局の職員が内容をきちんと共有することを主眼に、従来の内容をより分かりやすくイメージできるようなものに見直しをさせていただきました。

なお、主な事業の取組内容につきまして、参考資料として平成25年度の予算概要を添付させていただきました。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたら、どうぞ。

坂本委員

まず、今回の組織運営の3番目です。これは随分と考えていただいて画期的な考え方も入っていますし、非常に革新的な考え方も入っています。私は、この部分は事務局のご労苦を察しますし、良い出来だと思っております。その前提に立って、もう少し基本的な疑問を申し上げたいと思います。もちろん、それを申し上げたからといって、本日これを承認しないという訳ではありません。今後、検討していただきたいという問題として聞いていただきたいと思っております。

まず、教育委員会の運営方針というのが一体どういう文章だろうかということも、きちんともう一度考え直していただきたいと思っております。つまり、教育委員会運営方針（案）と書いてあって、本日私どもに議論を委ねられているんですが、

この中で私たちが議論できるのは3番だけであって、運営方針（案）の中に入っている大部分は、もう決定されていることなんです。ですから、これは案ではない訳です。運営方針（案）を検討するに当たって、前提とすべき事項だと思います。ですから、「横浜市教育振興基本計画で定める項目を達成するために以下のとおり運営方針を定める」と一言そう書くことで、そこは議論する必要も何もないと思います。そういう意味で、この文章で本当に大事なものは3番なんですけれど、上が書いてあるために3番の位置づけがものすごく薄くなっている感じを受けます。そこが1点です。

それからもう1つは、当然のことですが、横浜市教育振興基本計画と、運営方針はどちらが上位概念かと言えば、横浜市教育振興基本計画が上位概念に決まっているんです。それを教育委員会運営方針という題目の下に上位概念を書くというのは、普通しないことです。上位概念は外にあって、その上位概念に基づいてこの運営方針の中身ができてくるわけですから、そういう意味ではこれは形式的なことです。この辺りの位置づけを一度、整理をしたほうがいいのではないかなというのが、1点です。

次に、内容的なことなのですが、一番大事なものは3番の目的達成に向けた組織運営についてです。これこそまさに運営方針です。この運営方針を決める主体は誰かという、もちろん教育委員会全体ですけれど、今ここでそれを決める主体はここにいる教育委員なんです。だから、教育委員会がもっと決断したり迷ったり、議論を闘わせるような案が出てこない、これを出す意味はないと思います。ここに書いてあることは全部良いことばかりで、議論はないと思います。皆さん了承されると思いますけれど、これをもう少し突っ込んでみたらいろんな議論が出てきます。

例えば、私がこれを書くとしたら「チーム力をさらに高めます」、結構なことです。その中で「学校と事務局の役割を明確にし——」とありますが、それでは今まで何が明確になっていなかったのか。そこをはっきり出して、こういう点を明確にすると書かなくてはいけないと思います。それから「校長のより一層主体的な学校運営を尊重」と書いてありますが、尊重というのは言葉で尊重してすむ話ではなく、もし私がこれを事務局として書くとしたら、例えば今、教育委員会が持っている権限が100あるとすると、そのうち校長に譲ってもいい権限、これを例えば目の子でいいんですけれど、「教育委員会として2割なり1割なりを譲ることを検討します」という感じでしょうか。そういうふうに言うと、教育委員会として「そんなことする必要ない」とか、「それは行き過ぎだ」といったいろんな議論がこの場でできるんですよ。それから、目の子で2割などと言っても「そんなにあるはずない」とか「もう少しよく検討しよう」とか、そういう議論ができます。

それから、「譲る」という以上、譲った結果については教育委員会が責任を持たなくてはなりません。それによって、教育が揺れてはいけないわけですから。そのような切羽詰った議論というのは、この運営方針から出てきません。

他にもいろいろとありますけれど、例を挙げると、「学校教育事務所等々のコミュニケーションを密にし、十分に実態を把握して——」とありますが、学校教育事務所のあり方について、作った時の理念は良かったと思います。しかし、実際にやってみたら、いろいろと議論すべきことが出てきていると思います。特に、統括校長という制度ができれば、それとの関係もあります。

そういった中で、きちんと議論して、教育委員会としてはこのように取り組みますから校長先生をはじめ学校の人は、それをこのように受け取って自分の行為を書いてください、と言わないといけません。こちらに自己革新がないのに向こ

うだけを革新するといっても、それは無理な話だと思います。

それから、余りたくさん言っただけ申しあげます。例えば、「仕事のやり方を見直します」です。これについて勇気を持って書いたことは良いことだと思いますけれど、自らの意識を変革して働きやすい職場づくりを推進といっても、学校の先生には難しいと思います。一人ひとりのレベルでは不可能だと思います。校長先生にもできないと思います。やはりこれは教育委員会として、きちんとできる環境を提案してあげなくてはならないと思います。

そのことについて、ワークライフバランスが定着しないから、それをやめたという話がありましたけれど、ワークライフバランスよりも前に一般の民間の事務所では、ワークプレイスという言葉が定着しています。端的に説明すると、働く場所は事務所ではないというもので、人々が、生き生きと、それから快適に、楽しく、知的生産性を上げて働ける場所をワークプレイスと言っているんです。そういうワークプレイスづくりというのがあるんです。

ところが、今の学校はワークプレイスになっているのでしょうか。子どもたちのワークプレイスにも私はなっていないと思いますが、特になっていないのは職員室です。あそこはもう旧態依然です。学校訪問の際に覗きましたけれど、私が子供のころの職員室とほとんど変わっていません。どうやったらもっと先生たちが働きやすく、それから個人が机の中に一人で背負い込まないで、もっとみんなとコミュニケーションをしながら働けるかどうか。上司と相談しながら組織で何か会議をしながらできるようなワークプレイスづくりができないかということについては、これはできると思います。現代の技術の中ではアイデアはいくらでも出せるんです。例えば教育委員会がどこかの学校をモデルに考えてみるとか、これはすぐできなくてもいいので、考えてみるのが重要です。予算はそう要りませんし。

それから、その次の「より効率的、効果的な仕事ができるよう、仕事の内容やプロセスを見直し・改善」とあります。これについても誰だってやりたいものだと思います。やりたくなくてやらないのではなくて、皆こういう風にやりたいんですよ。しかし、できない状況がたくさんあるわけです。だから、それを教育委員会としては、少しでもできるようにしてあげなくてはなりません。上に書いてありますけれど、いじめとか通知表の問題とか、それから授業時数を飛ばしてしまったりとか、これは横浜の例ではありませんけれど、学力テストが二日になってしまったりとか、学校としてあるまじき事件が起こることについて、どうしてだろうかというのをより深く調べなくてはいけない。それについては日本中どこもやっていません。いじめがあると、なぜいじめが起こったか、どうして起こったか、どういうプロセスかは調べますけれど、先生たちが今、本当に何に困っているのかについては調べていないはずなんです。

これは調査の形の一つとして、不便さ調査という一定のシステムがあるんですが、こちらの要求ではなくて、向こうの人が普通の日常生活で何に不便を感じているか、何に困っているか、それを調査するやり方があるんです。それを教育委員会がきちんとすれば、いろんなことの原因が浮き彫りになってくるはずなんです。もちろんその結果は1校だけではなくていろいろな学校に役に立つし、それをうまくやれば林市長が保育問題でやったように、全国に影響を及ぼせるかもしれない。そういう先駆的な調査になるかもしれません。だから、先生方が今、何に困っているのか、どうして本来の学校の任務を果たせないでいるのかというのをきちんと把握する。それは私は非常に大事なことだと思います。例えば教育委員会にその意思があるかないか、そのために何かする意思があるかないか。もち

ろん、教育委員会が全部できなければ、どこと協力したらそういうことができるかということについては、いくらでもアイデアはありますが、そういう問題が根底にあると思います。

そういうことという他にもあります。例えば、「区役所をはじめとする関係機関と連携し——」というのもここに書いてありますが、今一番プライオリティーが高いのは何かというと、よく奥山委員が言っていらっしゃいますけれど、公園が挙げられると思います。現在の公園は、あれはしてはいけない、これはしてはいけないと、子どもの体力増強に役に立たないように、がんじがらめになっていますよね。それは確かに危険さから言ったらそうなんですけれど、他の解決策がないんだろうかと思えます。小学校の体力回復、向上のために、もっと日常生活における公園が役に立たないかとか、他にもいろいろとプライオリティーがあるはずです。だから、そのプライオリティーの高いものをまず例に挙げて、そういうものからでも考えていこうではないかというのがやはり運営方針だと思うんです。そういうことを言えば、受け取る方も「ああ、何を教育委員会が考えているかな」といことが分かります。それから私たちもそういう議論をすると、反対の意見も出るかもしれません。公園というのはやはり安全がいいんで、そんなこと教育委員会から提案すべきではないということが議論された結果、方針が出るんですよね。そして方針を出した以上は、教育委員会はそれに全責任を持って浸透させ、指揮をしていかななくてはいけないという責任が出るわけです。だから、方針というのはもっと切実で、それからもっと厳しくて、もっと第三者に責任を持つものでないといけません。

私は今回の運営方針は評価します。しかし、良い言葉だけを並べたのでは、並べないよりはいいのですが、今後そういう議論を少しやってみるのも一案ではなかろうかと思えます。今そういうこと言うのは場違いだとは思いますが、私、今まで言うチャンスがなかったものですから、申しわけありませんが、よろしくご検討いただきたいと思えます。

今田委員長

ありがとうございました。坂本委員からの的を射た、同時にまたちょっと厳し目の発言もありましたけれども、それについて議論をして、それから次に移りますか。この運営方針そのものには、他にもまたいろいろ議論があるかも分かりません。進め方とすると、今のご意見に対して「いやいや、こういうふう思う」とか、「こういうふうにしたほうがいいよ」とか、そういう意見の中で一度そのことに議論を絞って、焦点を絞ってやりますか。

それとも、この同じ運営方針について他の委員の方のご意見をいただきましょうか。どちらがいいですか。

坂本委員

委員長、多分今日は結論出ないと思うんですけれど、皆様のいろんなご意見があれば、それを時間の許す限り聞かせていただきたいです。

間野委員

はい。

今田委員長

どうぞ。

間野委員

この運営方針に関しては、特に異論はありません。ただ、このあたり作成プロセスというんでしょうか、これまで事務局がつくった運営方針を委員会で承認するという、そういったプロセスが多かったと思うんです。我々教育委員6人、レーマンコントロールとして一般常識をどうやって教育行政に反映させるのかとい

うことで入っておりますので、ルールから逸脱しないかという、そういう監査的なことばかりでなくて、どちらの方向へ切っていくかといった企画とか立案とか提案とかも、是非させていただきたいんです。

そうだとすると、多分、連休が明けて、これから来年度の予算要求していく中で、この段階で私たちがどうやって能力を提供できるか、そういう場というのは恐らく今まで多分なかったと思います。予算とか方針が決まって、年が明けて年度末になって、最終的に次年度のものを承認する。もちろん、私たちは事務局を大きく信頼していますけれども、これだけ世の中が変わる中、変えなくてはいけないところもあるはずです。ただ、私たちも任期が4年ですし、誰がその教育行政、連綿と続いたものを担保するのかという点においては、連続性もとても大事だということは分かるんですけども、少なくともそういうイノベーションについての議論をする必要もあると思います。

また、私たちが言う意見に対して事務局が承るのではなくて、きちんと正々堂々とお互いに議論をする、そういう場というものが必要なのではないかと思います。以上です。

今田委員長

ありがとうございました。どうぞ。

奥山委員

私もこの運営方針について、もっと深くコミットできれば良かったのですが、詳しく見られていなかった部分もありました。昨年度もいくつかの学校で通知表の問題などいろいろと出てきた中で、皆さんそれをどうしたらいいか1年かけて考えてきたけれども、やはりそれをすぐに改善することができないとすれば、きつともっと根本的に変えなければいけないようなことがあるんだろうと思います。それがここに書いてあるような仕事のやり方であるとか、それから校長先生のリーダーシップや事務局との関係とか、そういったことがあるのだと思うんです。

いくつかの学校を見させていただいた中には、非常に斬新な職員室配置をしている学校がありました。そういったことが、他の学校にもなぜ普及していかないんだろうか、そういうことを感じて、なかなか一緒に議論する時間がとれなかったということがあるのかなというふうに思います。非常に大事なことなんですけれども、やはり教育委員として丁寧に深く掘り下げてディスカッションする時間が、どの会議においても不足しているということを考えますと、一度全体として見てみて教育委員と事務局とで話し合う機会というのが、これからもっと必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

そういう意味では、教育委員側も覚悟をもって、そういうものにコミットしていくということが必要だろうというふうに、自分自身も改めて思っているところです。以上です。

今田委員長

先生、どうぞ。

西川委員

今、坂本委員、それから皆さんお話のとおり、学校側は一生懸命やっているんですけども、多分どこかでつまづいているのではないかと考えられます。いっぱいやることがあって、何を優先してやらなければならないのかなと。それから、この委員会から出るものというのは、とても忠実にやろうと思っております。そういった意味では、もう少し現場がやりやすい、分かりやすいような方法をとってあげるといいのかなと思います。と申しますのは、校長先生もこのところ随分替わられているというようなお話も聞いています。小学校も中学校も大分替

わられているということを聞いております。その辺りのところで、いろいろなことをやろうとしている校長先生もたくさんいらっしゃると思うんですが、組織力というのは分かるんです。けれども、実際にどういうふうにやったらいいのかなというのが、どのくらい分かっていらっしゃるかなというのが非常に私も気になる場所なんです。組織力がきちんとしていると、この間みたいないろいろなミスがあったりとかということが防げるのではなかろうかと思えます。

それから今、仕事を全部網羅しなくてはいけないというところがあって、非常に先生方、疲弊している部分があるというようなことも耳にしております。ですので、その仕事のやり方とか、具体的にどのようにしたらいいのかなということ、もう少し事務局と学校側がうまく連携できると、学校側も子どもたちに、向き合う時間が出てくるのではないかなと思います。あれもやりなさい、これもやりなさい、これもしましょう、あれもしましょう、みんな良いことなんだけれども、じゃあそれを網羅することによって、子どもたちと向き合う時間が本当にとれているのかなという心配があります。

その中で子どもたちは本当に今、情報化の渦の中にいますので、私たち大人よりも、いろいろなことの動きに敏感です。それをキャッチすることとか、子どもたちをどう育てていくのかということをもう一回振り返るためにも、学校が組織として校長先生が動きやすいように配慮して差し上げるのが、私たちなのかなというふうに感じております。そのためにも、少し具体的なものがあつた方がいいのかなというふうに感じております。

今田委員長

教育長は、まだ、就任されて日がありませんが、今の坂本委員のご指摘は、私は委員長として長くお仕事させていただいているので、かなり努力が足りないんだということを厳しくご指摘をいただいたと感じております。運営方針の審議ということで、記載の仕方そのものは、1番、2番については決まっている話として、3番の部分についての表現の仕方という点で、今回は今までどおりにはなっているのですが、今後は会議で運営方針を問うような形にするという部分については工夫が要る話だと思えます。

それから、学校現場に対して、教育委員会の事務を進めていく中で、この組織運営で掲げたことを実際にしっかり担保していく、実行していくということであれば、それはまさしく去年と比較して少し雰囲気が変わったかもしれませんが、そういうものではなくて、本質的なものをもっと深く議論した上でのこの表現方法であるべきだと、そのことについてもっと皆さんが深く議論をしていくべきではないかと思えます。

その辺りについて、これは少し抗弁になりますが、今の日本の世相に対するある意味で、世相の持っている甘やかしたものに対しても言われている部分もあるのかなと個人的には思えます。それはこの教育委員会だけじゃなくて、世の中全体に対してのものもあります。だから、そういう意味でいくと、まさしく今、教育のありようが本気で問われている部分として、今回、教育長も高倉部長もこの4月に見えて最初の運営方針で、こんなにもいろいろ言われるとは思わなかったでしょう。もちろん、今まで委員長がしっかりしていないからだということも確かにあるかも知れません。

私もこの辺りのところはもう少し議論を、やはり深く学校現場を巻き込んで議論をしていくべきだったものだろうと思えます。書いてあることは、そうあるべきだということで、決しておかしいことがあるわけではないんですけれども、そのことを実行する、その具体的な例はこういうものだとか、そのためにはこういう関門があるだとか、この部分の決意は我々もこのように持っているとか、そう

いったことについて、各課、各部、方面別事務所も皆、入ってもらい、課題をもっと掘り下げてやる必要があると思います。この運営方針を目指すためには、ある意味で少し、かなり深いしっかりとした議論をしていかないといけないのではないのでしょうか。

そこで、本気度合が確かめられるかなということ、この部分を具体的に実行していく上において、学校現場に示していく上において、もう少し分かりやすい形で、こういう課題があるということ、早く示していかないといけません。今、坂本先生からもかなりいい意味で評価をいただいたわけですが、この具体性を持った運営方針を実行していく上での取組について、少し自戒を込めて、皆さんお忙しいでしょうけれども、時間をとって、ぜひ深く議論をしていきたいなというふうに思います。

そんなことで、己が反省を込めて申し上げましたので、教育長も反省ではなくて、決意を言っていただければよいと思います。

岡田教育長

私、この目標達成に向けた組織運営については、昨年のものについてお話しできないのは申し訳ないのですが、今年度のものについては私なりの考えをもって担当部局と議論をし、まとめてまいりました。そういう意味では、書いてある内容が、私にしてみればですけど、やっぱりやってほしい、こういう姿勢でやってほしいという意味で、ここに掲げさせていただきました。

その中で、具体的にどうやっていくかというときに、教育委員会がどの責任を負っていくかということは、ひとつ重要なものとしてあげられると思います。きっと現場からあるいはそれぞれの部局から新しい工夫が生まれてくるだろうと信じておまして、それをきちんと見ながら来年度については具体的なものが出来るようにしっかり見ていきたいと思えます。

議論するお時間をいただければありがたいので、お忙しい先生方、申し訳ないのですが、お時間をよろしくお願いします。

以上です。

今田委員長

ということで、ご指摘、反省、決意、いろいろあって、これを実行あるものにひとつ、また頑張ってやっていきたいというふうに思います。

では、運営方針につきましてその他にございますか。

それでは、ご意見等がなければ、第6号議案については少し変な感じがしたかも分かりませんが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、そういうことで、原案のとおり承認させていただきます。

それでは次に、教委第7号議案「平成25年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、所管課から説明をお願いします。

入内嶋指導部長

指導部長、入内嶋でございます。

教委第7号議案「平成25年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、ご説明申し上げます。

25年度の採択の基本方針を次のとおり策定するということで、1枚おめくりください。

提案理由でございますが、教科用図書の取扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23号条第6号により、教育委員会の職務と規定されて

おります。平成25年度における横浜市の教科書採択に当たりまして、採択の手続の基準を明確にし、適正、かつ、公正を期するため、基本方針を策定したいと思いますので、提案させていただきます。

詳しくは、指導主事室長からご説明申し上げます。

吉原指導主事
室長

指導主事室長、吉原でございます。

基本方針につきましては長文になりますが、全文を読み上げさせていただきますと思います。

平成25年度横浜市教科書採択の基本方針（案）。

前文。教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり平成25年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について。

（1）平成25年度は、次の教科書を採択する。

ア 高等学校（南高等学校を除く。以下同じ。）において平成26年度に使用する教科書。

イ 南高等学校において平成26年度に使用する教科書。

ウ 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成26年度に使用する教科書。

なお、小学校において使用する教科書は、平成22年度に採択した教科書を平成26年度まで継続使用する。また、中学校及び南高等学校附属中学校において使用する教科書は、平成23年度に採択した教科書を平成27年度まで継続使用する。

（2）横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種ごとの教科書目録に登載されている文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

（3）教育委員会において採択が終了した後に、高等学校、南高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において、採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則。

（1）公正かつ適正な手続き。

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任のもと、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続によって採択を行う。

（2）教科書の調査研究。

採択の観点に沿って適切な教科書を採択するため、教科書目録に登載された全ての教科書の内容について、教科毎に設定した具体的な観点に基づいて十分に調査研究を行う。

（3）静ひつな採択環境の確保。

教科書の採択が公正、かつ、適正に行われるために、外部からの不当な働きか

け等によって採択が歪められたり、教科書への誹謗・中傷等が行われる中で採択がなされたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施。

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。

3 採択の観点。

教科書の採択に当たっては、教育基本法、学校教育法の理念の実現に向けて、学習指導要領、横浜教育ビジョンの趣旨を踏まえ、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現を目指して、主に次の観点から検討して、最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」の趣旨を踏まえ、各教科・科目の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 教科書として、内容の組織配列、分量などが適切であり、文章、用語、挿絵、地図、図表、写真などの表現が、児童生徒にとって使いやすいように創意工夫がなされていること。

(3) 高等学校及び南高等学校において使用する教科書は、各校の使命、生徒の学習状況や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために、最も適切と思われるものであること。

(4) 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ。

(1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、高等学校、南高等学校、特別支援学校及び小・中学校の個別支援学級において使用する教科書の取り扱いに関し、本方針に基づいて、具体的な調査・審議を諮問する。

(2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するに当たり、ふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。

(3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その権限と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について。

(1) 高等学校用教科書。

ア 教科書。

審議会は、関係法令、学習指導要領、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知、教科書編集趣意書、教科書見本並びに「横浜市立高校版学習指導要領」に基づいて、教科書目録に登載された教科書について十分に調査研究を行う。

イ 学習実態。

高等学校においては、教科・科目の開設状況が各学校において大きく異なり、それに伴う生徒の学習実態も学校毎に異なっているため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(2) 南高等学校用教科書。

ア 教科書。

審議会は、関係法令、学習指導要領、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知、教科書編集趣意書、教科書見本並びに「横浜市立高校版学習指導要領」に基づいて、教科書目録に登載された教科書について十分に調査研究を行う。

イ 学習実態。

南高等学校においては、学校の特色に配慮し、適切な学習活動の実現を目指すため、審議会は、生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を学校長に求める。

(3) 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書。

ア 教科書。

審議会は、関係法令、学習指導要領、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知並びに「横浜版学習指導要領」に基づいて、文部科学省の特別支援学校用(小・中学部)教科書目録に登載された著作教科書及び平成26年度使用一般図書一覧に登載された一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態。

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって、個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は、各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6 その他。

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて教育委員会で審議し、定めるものとする。

以上でございます。

今田委員長

ありがとうございました。

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

坂本委員

いつも私ばかり分からないことが多くてすみませんけれど、4ページに(3)で静ひつな採択環境の確保と書いてあるんですが、この文言を読んだだけではよく分からないので、ここをもう少し説明してください。分からない項目があるものに賛成というのも言いにくいものですから。

入内嶋指導部長

これは文部科学省や神奈川県からも、通知が来てございまして、指導がございします。いわゆる、有形無形の圧力がかかったり、それから個人的ないろいろなことで精神的に何か圧迫を受けたり、そういうことのないような環境の中で採択をしていくということでございます。

坂本委員

これは難しいです。そういうことのないような環境というのは、別に自分がそうしようと思うわけではなくて、自分以外のことということになりますよね。何か委員会として、そういうのを確保する方策がある、何かやらなくてはいけないことがあるんですか。

入内嶋指導部長

例えば、5ページにございます採択の流れの中の、(1)に横浜教科書取扱審議会条例というのがございますけれど、基本的にここで行われる審議は一切非公開になっております。この審議会の委員さんや、教科書取扱審議会条例に置くこととなっている調査委員さん、こちらは100人程いらっしゃるわけですが、全てこの教育委員会で採択がなされた以降に公開するというようなこともございます。ですから、いろいろな環境のつくり方、流れの中で、しっかり公正・適正にできるように確保する、というふうに考えております。

坂本委員	<p>そう言っていただければ当然のことですよね。何か、こういう難しい項目が1つあるからひっかかってしまったので、そう言われればもう極めて当然のことです。</p>
今田委員長	<p>私の経験で、もう少し分かりやすく補足しますと、今手元にありませんけれども、これは今説明がありましたとおり、国からも過去の採択をした事例の中で、かなり激しい運動があったりしたので、そういうことのないよう、教育委員がその権限と責任に基づいて、しっかりと採択できるような静ひつな環境を教育委員会としても事務局としても、確保しなさいよという通知があります。自分たちの物理的な力に対応できない場合にははしかるべき関係機関と連絡をとるなりして、しっかりと静ひつな環境を確保しなさいよということを、ここで言っているわけです。</p> <p>過去のその採択事務の歴史を振り返る中でのそういう反省の中で、こういう国の通知が出てきて、そしてそのことが採択の基本原則としてうたわれていると、こういうことです。</p> <p>よろしいでしょうか。他に何かございますか。</p> <p>それでは、ご意見等がなれば、教委第7号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
今田委員長	<p>それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>次に、教委第8号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、所管課から説明をお願いします。</p>
入内嶋指導部長	<p>それでは引き続き、教委第8号議案、よろしくお願いいたします。</p> <p>「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」でございます。</p> <p>次のとおり行いたいということで、1枚おめくりいただいたところから、室長から説明申し上げます。</p>
吉原指導室長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>横浜市教科書取扱審議会への諮問につきまして、提案理由からご説明申し上げます。提案理由でございます。</p> <p>横浜市立高等学校、南高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成26年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問をいたします。</p> <p>続きまして、次の3ページにあります、「横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）」、読み上げさせていただきます。</p> <p>次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校（南高等学校を除く。以下同じ。）において平成26年度に使用する教科書。 2 南高等学校において平成26年度に使用する教科書。 3 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成26年度に使用する教科書。 <p>以上の3点につきまして諮問させていただきます。</p>

なお、続きます4ページ、5ページの内容につきましては、先ほど説明させていただきました基本方針の内容に沿ったものでございますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、特にご意見等がなければ、教委第8号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認いたします。

以上で、公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆さんから、何かございますか。

特にご発言等がなければ、非公開案件の審議に移ります。

傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長

本日の審議案件は以上です。

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後3時57分]